

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：銀行法等

規制の名称：金融グループにおける IT・決済関連業務の取扱い

規制の区分：新設、**改正**（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、金融グループにおいては、決済関連をはじめとする IT 企業等への柔軟な出資が認められておらず、IT 技術の革新の成果を業務に取り込めていないこと等が重要な課題となっていたが、事前評価時以降もこのような課題を取り巻く社会経済情勢等に変化は見受けられず、それらへの対応は引き続き重要である。

なお、規制の事前評価時には想定していなかった影響は、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していた以下のベースラインについて、変化はない。

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

規制を見直さない場合、金融グループにおいては、IT 企業等への柔軟な出資が認められず、IT 技術の革新の成果を業務に取り込めていない状況が続いた可能性がある。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

規制を見直さない場合、金融グループにおいては、グループ内、または、他のグループからの決済関連事務の受託等が容易にできない状況が続いた可能性がある。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、金融グループにおいては、決済関連をはじめとする IT 企業等への柔軟な出資が認められておらず、IT 技術の革新の成果を業務に取り込めていないこと等が重要な課題となっていたところ、現在もその状況に変わり無く、それらへの対応は重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への基準議決権数超の出資を行う際に、認可の申請に伴う費用が発生する。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

特になし。

上記イについて、銀行等又は銀行持株会社は、当該規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、規制遵守のための体制を一体的に整備していることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、遵守費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、概要以下の通り見込んでいた。

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

行政庁（国）において、銀行等又は銀行持株会社が金融関連 IT 企業等への出資を行う際の認可に伴う受付及び審査業務に係る費用、検査・監督に伴う費用が発生する。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

現在一律に 50%以上とされている収入依存度を一定の従属業務に限定して引き下げることから、各従属業務子会社について、各従属業務に設定された収入依存度が満たされているかの検査・監督に伴う費用が引き続き発生する。

上記イ及びロに関し、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

イ. 金融関連 IT 企業等への出資の容易化

規制の見直しにより、金融グループによる柔軟な業務展開が可能となり、IT イノベーションの戦略的な取込みなどにより、金融グループの提供するサービスの向上やそれを享受する利用者利便の向上が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

ロ. 金融グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化

規制の見直しにより、一定の業務について収入依存度規制を柔軟化することにより、金融グループ内で決済関連事務の合理化等を通じたコスト構造の見直しや IT 投資の戦略的な実施が可能となり、金融グループにおけるコスト削減が図られたと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。